

平成 23 年度(繰) 和知統合簡易水道事業
西部地区低区配水池実施設計業務委託

一般仕様書
特記仕様書

平成 24 年 3 月

京都府 船井郡 京丹波町 水道課

～ 一般仕様書 ～

1. 総則

1. 1 目的

本業務委託は、国庫補助事業 統合簡易水道 和知簡易水道事業における水道施設の実施（詳細）設計及びそれに伴う測量等調査業務を行うものである。

1. 2 委託の名称

委託名称は、「平成 23 年度（繰）和知統合簡易水道事業 西部地区低区配水池実施設計業務委託」とする。

1. 3 委託業務の場所

京都府 船井郡 京丹波町 出野 地内とする。

1. 4 一般事項

本業務委託は、本仕様書及び特記仕様書に基づいて、京丹波町水道課（以下「甲」という）と連絡を密にし、業務を行うものである。

1. 5 委託業務実施要領

受託者（以下「乙」という）は、業務を遂行するにあたり、関連する法規等を遵守すると共に、甲と密接な連絡をとり、その指示に従わなくてはならない。

1. 6 受託者の義務

乙は、この仕様書に基づいて業務を実施するほか、本仕様書に明記されていない事項については、甲と協議の上その指示に従わなくてはならない。

1. 7 秘密の保持

乙は、業務上知り得た秘密事項を外部に漏洩等させてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

1. 8 技術者及び業務の遂行

この業務に従事する技術者は、技術士法に基づく上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士を有する者でなければならない。

1. 9 疑義等の処置

乙は、業務を進めるにあたって、本仕様書に明記されていない事項については、事前に甲と協議して明確にしておかなければならない。ただし、本仕様書に明記されていない事項でも当然必要と思われる事項については、乙の責任において行い、その結果を報告するものとする。

1. 10 費用の負担

本仕様書に明記されていないものであっても、業務上当然必要な費用は、乙の負担とする。

1. 11 成果品に対する責任の範囲

乙は、業務完了後に誤りが発見された場合は、速やかに成果品の訂正を行わなければならない。

1. 12 業務上の提出書類

乙は、委託契約に伴って次の書類を提出する。

① 着手時

- ・ 着手届
- ・ 業務工程表
- ・ 管理技術者届並びに経歴書
- ・ 現場代理人届

② 完了時

- ・ 業務完了届
- ・ 納品書
- ・ 請求書

③ その他

当業務は、主として京丹波町水道課（畑川浄水場内）で設計協議を行うため、危機管理及び衛生管理上、配置人員による設計業務従事者の身分証明書または社員証等の提出を求める。

1. 13 委託期間

委託期間は、契約の日から平成24年 8月15日（水）までとするが、期間内であっても、提出を求める場合がある。

2. 業務の範囲

2. 1 業務の範囲及び内容

業務の範囲及び内容は次のとおりとする。

① 業務範囲

和知簡易水道事業における対象となる施設整備の詳細設計を行い、その工作物等を工事するために必要となる設計図書を作成する。

② 業務内容

西部地区低区配水池実施設計業務 1式

配水池（鋼製 V=180m³

緊急遮断弁設置 1基

送・配水管 φ150mm L=300m 2条並列同時埋設（開削工法）

進入路設計 L=300m

※当該配水池における機械電気設備の設計は別途業務とし、平成19年度に作成した「西部地区基本設計業務」を十分に把握したうえで、形状、規模、構造を定め、別途業務で示された機械電気計装設備その他について、町が提示した内容を踏まえ、その規模及び構造等の調整を行い、詳細設計を行うものとする。

国庫補助金申請ほか必要な図書作成 1式

平成24年度国庫補助金等要望調書

※当該事業は、国庫補助事業 統合簡易水道事業による継続事業であり、前年度における算定額明細書及びアロケーション等の見直しを含め、当該年度または翌年度の事業費算定を行い、必要図書類の作成を行うものとする。

測量調査業務 1式

平板測量（管路：S=1/500） A=0.005km²（5,000m²）

4級基準点測量 9点

仮BM設置 0.3km/2箇所

縦断測量 0.3km

横断測量 0.3km

地質調査業務 1式

機械ボーリングφ66mm 7.0m×2箇所

標準貫入試験 14.0回（7.0×2箇所）

室内物理試験（粒度、含水比等） 1式

資料取りまとめ 1式

断面図作成 1式

2.2 実施設計の要領

乙は、施設に関する実施設計にあたり、当該水道事業の安定供給及び維持管理の効率化を設計理念とし、経済性に優れた効果的かつ合理的な詳細設計を行わなくてはならない。

2.3 設計基準

乙は、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- ・ 水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・ 水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・ 水道施設耐震工法指針（日本水道協会）
- ・ 水道工事標準仕様書（日本水道協会）
- ・ 簡易水道維持管理マニュアル
- ・ その他関連法規及び甲の指示する規格・基準による。

上記のものは、全て最新版を使用すること。

2.4 設計協議

主要な打ち合わせには、甲から担当責任者、乙から主任技術者が出席するものとする。なお、打ち合わせについては、全て協議録を作成し、経過を明確にしておくものとする。

2.5 審査

業務が完了したときは、成果品を提出して係員の審査を受けるものとする。

2.6 検査及び引渡し

成果品及びその他関係図書は、係員の検査を受けて引渡し、本委託業務が完了したものとする。

～ 特記仕様書 ～

1. 総則

1. 1 目的

本業務は、国庫補助事業 統合簡易水道「和知簡易水道事業」施設整備に係る実施設計（詳細）業務及び国庫補助金申請等に係る補助業務である。

1. 2 適用

本設計に関する一般、共通的な事項については、別に定める規定等に従うものとする。

1. 3 配置技術者の資格等

- ① 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する部門）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、下記に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
 - 1) 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）。
 - 2) 技術士（業務に該当する部門）で平成 12 年度以前の試験合格者。
 - 3) 技術士（業務に該当する部門）で平成 13 年度以降の試験合格者の場合には、7 年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に 4 年以上従事し、かつ同種・類似業務の実績を有するもの。
 - 4) APEC エンジニア（業務に該当する部門）の場合には、4 年以上の実務経験を有し、かつ同種・類似業務の実績を有するもの。
 - 5) RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）の場合には、同種・類似業務の実績を有するもの。
- ② 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいは RCCM の資格保有者であり、下記に定める業務経験を有しなければならない。
 - 1) 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）。
 - 2) 技術士（業務に該当する部門）で平成 12 年度以前の試験合格者。
 - 3) 技術士（業務に該当する部門）で平成 13 年度以降の試験合格者の場合には、7 年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に 4 年以上従事し、かつ同種・類似業務の実績を有するもの。
 - 4) APEC エンジニア（業務に該当する部門）の場合には、4 年以上の実務経験を有し、かつ同種・類似業務の実績を有するもの。
 - 5) RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）の場合には、同種・類似業務の実績を有するもの。

1. 4 成果品

- ・設計図面 二つ折り製本（A 1 : 1 部、A 3 : 1 部）
- ・設計書 1 部（A 4）※金抜き設計書
- ・各種計算書 1 部（A 4）※容量計算書、構造計算書、水理計算書等
- ・数量計算書 1 部（A 4）
- ・特記仕様書 1 部（A 4）※見積書及び見積依頼書含む
- ・上記電子データ 1 式（エクセル、ワード、CAD 等のデジタルデータ及び PDF 等の閲覧用）

※成果品の製本方法等は、監督員の指示によるものとする。

成果品の提出に際しては、主任技術者が直接持参するものとし、必要な説明を行わなければならない。

1. 5 納期

この設計業務委託の納期は、平成 24 年 8 月 15 日（水）までとする。

1. 6 打合せ

設計作業の過程において重要な事項は事前に監督員と十分な打合せを行わなければならない。

打合せ事項は、覚え書き（議事録）として 1 通を提出しなければならない。

2. 業務内容

2. 1 業務概要

下記の水道施設整備に係る詳細設計及び国庫補助金申請等業務に係る補助業務を行う。

○西部地区低区配水池実施設計業務の対象

配水池（鋼製 V=180m³

緊急遮断弁設置 1 基

送・配水管 φ150 mm L=300m 2 条並列同時埋設（開削工法）

進入路設計 L=300m

○国庫補助金申請等業務に係る補助業務の対象

- ・平成 23 年度 国庫補助金要望 4 部

※上記に係る申請書等作成や事業費の算定及び調整、添付資料及び図面の作成

○西部地区低区配水池に係る測量調査業務の対象

- ・4 級基準点測量 9 点
- ・平板測量 A=0.005km²
- ・作業計画 1 式
- ・現地踏査 1 式
- ・仮 BM 設置 2 箇所／0.3km

- ・ 縦断測量 L=300m
- ・ 横断測量 L=300m

2. 2 設計協議

施設の位置等、設計の方向を左右するような問題に対する事前の協議、監督員が業務の進捗状況を把握出来るよう適切に協議を行うこと。また、各種計算結果に基づく設計の方向を左右する問題に対する協議とすること。

2. 3 検討業務

1) その他

- ・水位設定及び水位関係図作成（既設を含む）
- ・工事費積算に必要な参考となる概算設計書及び見積依頼書や特記仕様書の作成

2) その他

- ・西部低区配水池の計画においては、別途西部浄水場における監視項目と運転方案などについても計画検討を行い、畑川浄水場における中央監視装置の改良が極力少なくなるように配慮すること。

2. 4 設計計画

京丹波町における和知簡易水道事業について、既認可の計画に基づいた内容の見直しと照査を行い、水運用や水理機能および施工方法などを十分に検討し、担当責任者との協議を行い、設計計画を行うものとする。